

たうん情報



ぼしゅう

歌会始のお題 詠進歌の詠進要領

【平成29年歌会始のお題】
【野】

※お題は「野」ですが、歌に詠む場合には、「野」の文字が詠みこまれていればよく、「野火」「視野」のような熟語にしても差し支えありません。

【詠進要領】

▽詠進歌は1人1首、自作で未発表のもの

▽用紙は半紙（習字用の半紙）、毛筆で白書

▽書式は半紙を横長に使い、右半分にお題と短歌、左半分に郵便番号・住所・電話番号・氏名（ふりがな）・生年月日・性別・職業を縦書きで書いてください（書式図参照）

※病気または身体障がいのため毛筆により白書ができない場合、代筆などにより詠進することができます。詳しくは、お問い合わせください。

書式図 (横長)

お題「野」	、	、	、	、	、	、	、	、	、
(山折り)	、	、	、	、	、	、	、	、	、
〒住所	、	、	、	、	、	、	、	、	、
電話番号	、	、	、	、	、	、	、	、	、
氏名（ふりがな）	、	、	、	、	、	、	、	、	、
生年月日・性別	、	、	、	、	、	、	、	、	、
職業	、	、	、	、	、	、	、	、	、

【提出方法】封筒に「詠進歌」と記入して、9月30日（金）（消印有効）までに〒100-8111宮内庁へ送付してください。

【問合先・方法】質問がある場合は、9月20日（火）までに、郵便番号・住所・氏名を記入し返信用切手を貼った封筒を同封して宮内庁式部職へ送付してください。
(宮内庁ホームページ)
<http://www.kunatcho.go.jp/>

旧浦知小学校跡地 活用事業

浦知地区活性化協議会では、旧浦知小学校跡地を活用して浦知地区の活性化に結びつく事業を行う事業者などを募集します。詳しく

は、募集要項をご覧ください。お問い合わせください。

【募集期間】7月29日（金）まで

※現地見学を希望する場合は、募集期間中の毎週火曜日の午後1時30分から現地にて担当者が待機します。事前にお問い合わせください。

【募集要項】6月30日（木）まで、浦知地区活性化協議会および企画情報課で配布するほか、市ホームページからダウンロードできます。

【問合先】浦知地区活性化協議会事務局（清水）
☎090-4972-6818 または企画情報課
☎49-7003

もよおし

無料法律相談所

金銭関係、不動産関係、家庭関係などの悩みごとについて、お気軽にご相談ください。相談無料、秘密厳守。

【と き】5月10日（火）
午前10時～午後3時

（受付）午前9時～11時30分、午後1時～2時30分

※受付は先着順、相談時間は1人30分までです。

【ところ】松山地方裁判所 宇和島支部

【問合先】松山地方裁判所 宇和島支部 ☎22-11133

市民パソコン講座

■パソコンで音楽を聴こう

【と き】

（第1回）5月17日（火）
午後2時～3時30分
（第2回）5月20日（金）
午前10時～11時30分
（第3回）5月25日（水）
午後2時～3時30分

【ところ】生涯学習センター

【講師】和田周子さん

【定員】14人

【受講料】無料（資料代200円は受講者負担）

【持参品】筆記用具

※ある人は音楽CD、パソコン。

【受付開始】5月6日（金）
午前9時～

【申込・問合先】生涯学習センター ☎25-7514

市役所への問合先

- 本 庁 ☎24-1111
- 吉田支所 ☎52-1111
- 三間支所 ☎58-3311
- 津島支所 ☎32-2721
- 宇和海支所 ☎62-0311

もよおし

クラフトバッグ教室

初心者対象のクラフトバッグ教室です。

【と き】

(A班)

第1回 6月22日(水)

第2回 6月29日(水)

(B班)

第1回 6月25日(土)

第2回 7月2日(土)

いずれも午後1時30分～4時30分

※各班とも、2回の参加で作品が完成します。

【と き】 生涯学習センター

【講 師】 三好豊美さん

【定 員】 各班10人程度

【受講料】 無料

(材料代1,000円は受講者負担)

【持参品】 筆記用具、洗濯バサミ、ものさし、メジャー、ハサミ

【受付開始】 5月6日(金)

午前9時～(先着順)

【申込・問合せ】 生涯学習センター ☎25-7514

吉田ふれあい国安の郷
初心者陶芸教室

土と親しむ癒しの時間を
お楽しみください。

【と き】 6月26日(日)・7月10日(日) (全2回)

午前10時30分～正午

【と き】 吉田ふれあい国安の郷(陶芸棟)

【定 員】 10人程度(先着順)

【講 師】 だんだん会 宮本萬電子さん

【費用】 2,000円

※タオル1枚を持参してください。

【申込方法】 6月1日(水)(必着)までに電話、FAXまたは往復ハガキに、住所・氏名・電話番号を記入して申し込んでください。

【申込・問合せ】 〒799-3761 宇和島市吉田町鶴間1503番地 吉田ふれあい国安の郷 ☎・FAX 52-4884

おしらせ

市と提携した
勤労者教育ローン

勤労者または勤労者の家族が、大学または専門学校などの教育を受けるために必要となる資金の融資制度です。

詳しくは、お問い合わせください。

【融資額】 1世帯につき300万円以内

【利率】 年1・40% (保証料別途必要年0・7～1・2%)

※平成28年4月1日現在。

【返済期間】 15年以内(元金返済据置4年可能、返済期間を含む)

【返済方法】 毎月返済または、ボーナス併用返済(元利均等方式)

※小・中学校、高等学校教育の資金は含まれません。

また、審査結果により、融資を受けられない場合があります。

【問合せ】 四国労働金庫宇和島支店 ☎22-0565

こども支援教室
「わかたけ」

こども支援教室「わかたけ」では、教育相談員が家庭を訪問しての学習支援、「わかたけ」へ通室しての学習支援のほか、家庭への教育相談を行っています。お気軽にご相談ください。

■相談受付

【と き】 (平日) 午前9時～午後4時

■保護者説明会

【と き】 5月9日(月) 午後1時30分～

【と き】 こども支援教室「わかたけ」

※参加を希望する人は、お問い合わせください。

【問合せ】 こども支援教室「わかたけ」(文京町) ☎22-11642

✉wakatake@city.uwajima.lg.jp

赤十字社員増強運動

日本赤十字社は、人道と博愛の精神を掲げて、人類

の幸福と世界平和のため、さまざまな活動を続けています。

県内では、災害救護活動、救急法などの各種講座の普及、血液事業の推進など、幅広い社会福祉活動を行っています。

今年も、自治会や赤十字奉仕団などを通じて社員の募集を行いますので、ご協力をお願いします。

【問合せ】 日本赤十字社宇和島市地区(福祉課課長 福祉係内) ☎内線2178

人権擁護委員が
委嘱されました

4月1日付で、法務大臣から次の人が人権擁護委員に委嘱されました。

くらしの中での悩みことや心配ごとがある人は、お近くの法務局へお問い合わせください。

【再 任】(敬称略)

▽福田千恵美

▽山崎 竹仁

【問合せ】 松山地方法務局 宇和島支局 ☎22-0770

公文書公開などの実施状況

平成27年度の宇和島市情報公開条例に基づく公文書公開などの実施状況を、次のとおり報告します。

- 【公文書公開】
- ▽請求の件数 149件
- ▽公開の件数 146件
- ▽不服申し立て 0件
- 【個人情報開示など】
- ▽請求の件数 102件
- ▽開示の件数 95件
- ▽不服申し立て 0件
- 【問合せ先】総務課行政係 ☎内線2412

松山自動車道夜間通行止め

高速道路を利用する皆さんには、「迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いします。」

- 今治湯ノ浦IC～いよ小松IC
- 【とき】5月9日(月)～13日(金) (5夜間)
- ※1夜間は午後8時～翌日の午前6時までです。

【迂回路】 国道11号および国道196号

- 松山IC～大洲IC
- 【とき】5月23日(月)～27日(金)、5月30日(月)～6月3日(金) (10夜間)
- 【迂回路】 国道56号および県道23号伊予川内線

【問合せ先】西日本高速道路(株) (NEXCO西日本) 四国支社愛媛高速道路事務所 ☎089-190510181
<http://www.w-nexco.co.jp/shikoku-yakan/>

第28回宇和島空襲死没者追悼平和祈念式

昭和20年5月10日、宇和島は初の空襲を受け、その後のたび重なる爆撃でおよそ300人の尊い命が失われました。

その日を忘れず、また平和への願いを込めて追悼平和祈念式を行います。市民の皆さんの参加をお待ちしています。

【とき】5月10日(火) 午前10時30分～11時50分
 【ところ】和霊公園 平和祈念碑前

※申込不要、雨天決行。
 【問合せ先】宇和島空襲を記録する会 (黒田) ☎2519035

経済センサスー活動調査

総務省と経済産業省は、平成28年6月1日現在で、「平成28年経済センサスー活動調査」を実施します。調査への「理解・」回答をお願いします。

- 【対象】全国のすべての事業所および企業
- 【調査方法】
- ▽調査員による調査 (調査員が事業所を訪問します)
- ▽国、都道府県および市による調査 (国が郵送で行います)

※いずれも調査票での回答か、インターネットでも回答できます。
 【問合せ先】企画情報課情報統計係 ☎49-7039



【問合せ先】 FMがいや ☎49-1769
 ✉r-m@gaiya769.jp
<http://www.gaiya769.jp/>




ヒーロー☆スター RADIO

木曜日 午後1時～
 再放送 午後4時～
 午後9時～

【パーソナリティ】
 若藤 昌男さん、TOSHIMIさん

【内容】
 懐かしいアニメや希少な音楽をお楽しみください。
 ※各番組への感想やリクエストも受け付けています。

うわじま牛鬼まつり



参加団体募集!

とき	イベント	問合せ先	締切
7/22(金)	ガイヤカーニバル	宇和島商工会議所	5/31(火)
23(土)	宇和島おどり大会	商工観光課	6月中旬予定
	子ども牛鬼パレード		
24(日)	親牛鬼パレード	宇和島商工会議所	6/9(木)
	走り込み		

※参加人数と山車の有無をお知らせください。
 ※詳しくはお問い合わせください。
【申込・問合せ先】うわじま牛鬼まつり実行委員会
 宇和島商工会議所 ☎22-5555
 商工観光課 ☎49-7023

軽自動車・自動車税の納期・減免制度 軽自動車・自動車税の納期限は5月31日(火)です

市役所への問合せ
 □三間支所 ☎58-3311
 □本 庁 ☎24-1111 □津島支所 ☎32-2721
 □吉田支所 ☎52-1111 □宇和海支所 ☎62-0311

軽自動車・自動車税は4月1日の登録名義人にその年度分が課税されます。納期限を過ぎると、延滞金もあわせて納めることになりますので、早めにお近くの金融機関などで納めてください。

自動車税は、納期限内であればコンビニエンスストアで納付が可能です。※軽自動車税は、市指定の金融機関で納付してください。

自動車税は、納期限内であればコンビニエンスストアで納付が可能です。※軽自動車税は、市指定の金融機関で納付してください。

■障がい者への減免制度

4月1日現在で次に該当する車・車両を所有している人は、税が減免になる場合があります。対象になると思われる人は確認して、減免申請をしてください。

【減免対象となる車・車両】

▽身体障がい者本人の所有で、通院・通学や生業のために本人や家族・介護する人が運転する車
 ▽18歳未満の身体障がい者・精神に障がいがある人・戦傷病者で、国民年金法に定める1級の障がいと同程度の状態にある人の家族が所有する車
 ▽身体障がい者が利用するための特殊な構造の車両

【減免基準判定の変更】

平成28年度より、軽自動車税は「個別での等級」から「総合での等級」により減免基準の判定を行います。(減免の対象例)

「個別での等級」が、視覚障害5級・肢体不自由(上肢)5級、「総合での等級」が3級、本人運転の場合(平成27年度)

各障がいの「個別での等

級」が減免対象等級とならないため、減免不可。(平成28年度)

本人運転による利用の場合、「総合での等級」が減免対象等級に該当するため、減免可。

※「障がいの個別での等級」、「総合での等級」、運転者の条件などは、個人ごとに異なります。詳しくは、市税務課諸係へまたは、各支所税務係へお問い合わせください。

■減免申請

減免の申請は毎年手続きが必要です。

【申請期限・申請先】

▽自動車税 5月24日(火)までに県南予地方局税務課へ
 ▽軽自動車税 5月24日(火)までに市税務課へ

【申請に必要なもの】

印かん、運転免許証、車検証、納税通知書、身体障害者手帳(戦傷病者手帳)または療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、マイナンバー通知カード
 ※生計を同じくする人が運転する場合は、福祉事務所長が発行する証明書、健康保険証、通学・通院証明書などが必要となります。

【お気を付けください】

平成28年1月1日より、マイナンバー制度が開始されました。減免申請をする人は、申請書提出の際に、個人番号(マイナンバー)の確認と本人確認が必要となります。マイナンバー通知カードと運転免許証など本人確認書類をご用意ください。

■月割減免制度(自動車税)

年度途中で新たに減免要件に該当することになった場合、自動車税の月割減免ができません。

減免要件に該当することになった年度の2月末までに申請をすると、申請した翌月から年税額の月割相当額を減免します。※月割減免制度は、軽自動車税は対象になりません。

【問合せ先】

(自動車税) 県南予地方局 税務課 ☎22-5211 内線229
 (軽自動車税) 市税務課 諸係 ☎内線2528・2523

マイナンバー制度 通知書兼照会書の「ハガキ」が届いたら？



マイナちゃん

■個人番号カードの受け取り手続きをしてください

マイナンバーカード（個人番号カード）の交付申請をした人に、「個人番号カード交付・電子証明書発行通知書兼照会書」（以下、ハガキ）を送付しています。

【カードの受け取り】

目隠しシールをはがして、ハガキに記載された場所へ、受け取りに必要な物を本人が持参してください。15歳未満または成年被後見人が交付申請者の場合は、法定代理人と一緒に本人もお越しください。

住民基本台帳カードとマイナンバーカードの両方を所有することはできません。交付時に、住民基本台帳カードを返却ください。

【受け取りに必要な物】

- ▽ハガキ
- ▽通知カード
- ▽住民基本台帳カード（所

有者のみ）

▽本人確認書類

※「本人確認書類」は、次の一覧表を確認ください。

■本人確認書類

確認書類の種類	
書類①	住民基本台帳カード（写真付きのみ）/ 運転免許証 / 運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のもの）/ 旅券 / 身体障害者手帳 / 精神障害者保健福祉手帳 / 療育手帳 / 在留カード / 特別永住者証明書 / 一時庇護許可書 / 仮滞在許可書
書類②	健康保険証 / 年金手帳 / 社員証 / 学生証 / 学校名が記載された各種書類 / 預金通帳や医療受給者証などで「氏名・生年月日」または「氏名・住所」が記載されたもの

【本人が受け取る場合】

書類①のうち1点または、書類②のうち2点・うち1点は官公署発行のもの

■代理人による受け取り

「本人が病気、身体の障がい、そのほかやむを得ない理由で交付場所での受け取りが困難な場合に限り、代理人による受け取りを委任できます。

代理人による受け取りが必要な場合は、事前に市民課までお問い合わせください。 ※通学や仕事などの理由では委任できません。

【問合先】

- 「制度」について
企画情報課 ☎内線2506
 - 「カード」について
市民課 ☎49-7075
- マイナンバーカード総合サイト
<https://www.kojinbangou-card.go.jp/>
 総合フリーダイヤル
 ☎0120-95-0178

■マイナンバーカードでも「証明書コンビニ交付サービス」を利用できます

「住民基本台帳カード」と同様に、「マイナンバーカード」の電子証明書を利
用して、住民票の写しと印鑑証明書（以下、証明書など）を「コンビニエンスストア」で取得できる『証明書コンビニ交付サービス』（以下、コンビニ交付）を実施しています。

【コンビニ交付のメリット】

コンビニ交付サービスには次のようなメリットがあります。

- ▽市役所・支所などの閉庁時である、早朝や深夜（午前6時～午後11時）、土・日・祝日（12月29日から1月3日までを除く）に証明書などを取得できます

▽市役所・支所などの窓口だけでなく、全国のローソン、サークルKサンクス、セブンイレブン、ファミリーマートで証明書などを取得できます

▽窓口よりも50円安い250円で証明書などを取得できます

【お気を付けてください】

「住民基本台帳カード」を持ち、「コンビニ交付サービス」の利用登録をしている人は、電子証明書の有効期限までは利用できますが、その後は利用できなくなります。

以後も「コンビニ交付サービス」を利用する場合は、「マイナンバーカード」を申請してください。

※詳しくは、お問い合わせください。

【問合先】市民課 ☎49-7075

■「注意ください」

マイナンバー制度をかり、預金口座番号などの個人情報を出さずとする電話や、訪問が全国で発生しています。

各機関から電話や訪問をすることはありませんので、決して1人での対応せず、相手の名前や用件をメモして各機関に相談するようにしてください。

特定計量器（はかり）の定期検査

■取引や証明に使用するばかりは必ず定期検査を受けてください

特定計量器（はかり）の定期検査を実施します。で、次のいずれかの会場で検査を受けてください。どの会場でも検査を受けることができます。

取引・証明に使用しているばかりについては、2年に1度の定期検査を受けることが計量法により義務づけられています。合格シールの無いばかりは、原則として取引や証明に使用することができません。

※家庭で使用しているヘルスメーターやキッチンスケールなどは、検査の必要はありません。

【問合せ先】県計量検定所 ☎089-947-4001

とき		ところ	とき		ところ
5/9(月)	10:30～15:00	市農村生活文化ふれあい交流館（三間町）		10:00～11:00	定期船待合所（日振島ポケットパーク）
10(火)	10:30～12:00	J A えひめ南 玉津支所	5/18(水)	13:00～14:00	J A えひめ南 宇和海第2支所
	13:30～15:00	J A えひめ南 奥南支所		14:30～15:30	J A えひめ南 嘉島出張所
11(水)	10:30～15:00	吉田公民館	19(木)	11:00～12:00	J A えひめ南 下波支所
12(木)	10:30～15:00	津島勤労者 体育センター		14:00～15:30	市役所 宇和海支所
13(金)	10:30～11:30	御横公民館	20(金)	10:00～12:00	J A えひめ南 九島支所
	13:30～15:00	下灘公民館	23(月)	10:30～17:00	市役所
16(月)	10:30～15:00	勤労者青少年ホーム	24(火)	9:00～15:00	市役所
17(火)	10:30～15:00	中央図書館			

副市長人事

岡野昇氏の退任により、市議会は第53回定例会にて三好伊佐夫氏（60歳）、笹山誠司氏（60歳）の就任に同意しました。

■副市長2人体制について

深刻化する人口減少問題など、本市が直面する重要課題への対応には、県や関係機関との連携・協力が不可欠となります。そのため、トップマネジメントを強化し、スピード感を持って施策を推進することを目的として、平成28年4月1日より、副市長を2人体制とします。

■三好伊佐夫氏 略歴

（出身）津島町高田
 （最終学歴）大阪大学法学部卒業
 （職歴）昭和54年愛媛県庁に入庁後、総務部管理局

長、南予地方局長、総務部長、教育委員会事務局副教育長などを歴任。



（副市長）
三好 伊佐夫 氏

■笹山誠司氏 略歴

（出身）三間町波岡
 （最終学歴）下関市立大学経済学部卒業
 （職歴）昭和54年旧三間町役場に入庁後、保険福祉部保険健康課長、産業経済部長、総務部長などを歴任。



（副市長・総務部長事務取扱）
笹山 誠司 氏

【新料金表】（平成 28 年 4 月 1 日改定）

用途	基本料金		超過料金
	水量	料金	1 m ³ 当たり
家庭用	8 m ³ まで	1,544.40 円	266.76 円
業務用	10 m ³ まで	2,700.00 円	361.80 円
工業用	200 m ³ まで	50,760.00 円	361.80 円
浴場用	170 m ³ まで	15,768.00 円	156.60 円

【計算例】 家庭用で 20 m³使用した場合

(計算式) 水道料金 = 基本料金 + (超過水量 × 単価)
 4,745 円 = 1,544.40 円 + (12 m³ × 266.76 円)

※料金は税込、1 円未満切捨て。

【新料金の適用時期】

3 月 31 日以前から継続使用の場合：6 月請求分から新料金が適用されます
 4 月 1 日以降に開栓申込を受けた場合：初回請求分から新料金が適用されます

水道料金を平成 28 年 4 月使用分（6 月請求分）から改定します。
 今回の改定により、水道料金は総括原価に対して、平均 8% 程度値上げいたします。

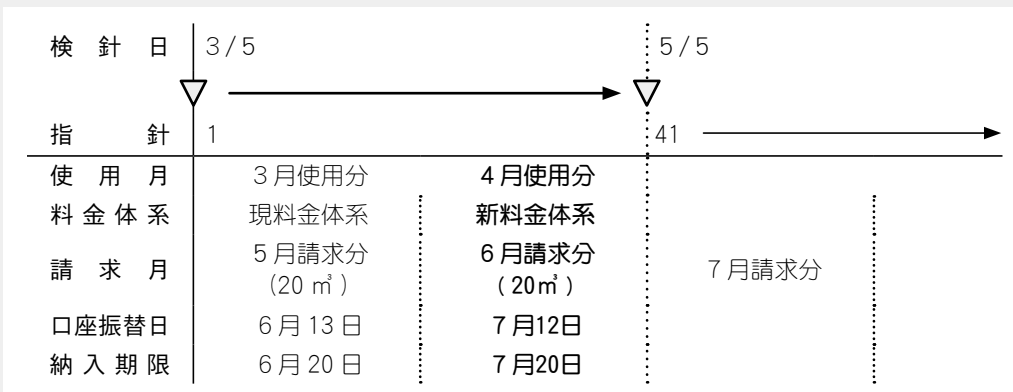
水道料金を平成 28 年 4 月使用分から改定します

【問合せ先】

市水道局業務課料金係

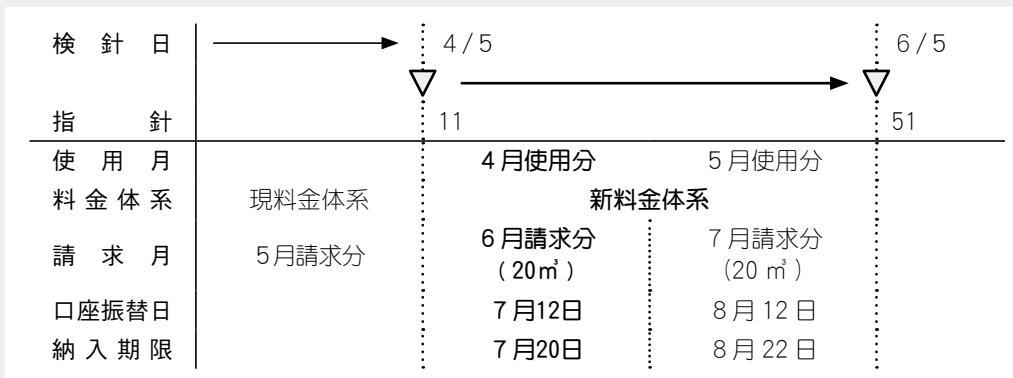
☎ 22 - 5265 内線 4234

■旧宇和島地区で継続して使用する使用者が、2 ヶ月間に 40 m³ 使用した場合（宇和海地区を除く）



- ▷ 5 月にお届けする検針票にて、5 月・6 月請求分の予定額をお知らせします。
- ▷ おおむね 4 月中に使用した水道料金が、6 月請求分となります。

■旧 3 町・宇和海地区で継続して使用する使用者が、2 ヶ月間に 40 m³ 使用した場合



- ▷ 6 月にお届けする検針票にて、6 月・7 月請求分の予定額をお知らせします。
- ▷ おおむね 4 月中に使用した水道料金が、6 月請求分となります。